

原安防発 第22号
2023年10月6日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括
伊 阪 啓

美浜発電所原子力事業者防災業務計画の読替について（連絡）

2023年8月25日付け関原発第296号にて届け出ました「美浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、国土交通省自動車局の組織再編に伴い、国土交通省の組織が2023年10月1日より変更になることに伴い、読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」に基づく軽微な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以 上

添付資料

1. 美浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

美浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表（案）

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生）</p> <p> 原災法第10条第1項に基づく通報先 ファクシミリ 電話 </p>	<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報（連絡）経路（事業所外運搬での事象発生）</p> <p> 原災法第10条第1項に基づく通報先 ファクシミリ 電話 </p>	<p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p>

美浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表 (案)

現 行	修 正 案	理 由
<p>別図2-2-1.2 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬担当者 → 美浜発電所 → 本店対策本部 → 東京支社 → 各関係機関</p> <p>各関係機関: 原子力規制庁緊急事案対策室(原子力規制委員会), 内閣府(内閣総理大臣), 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部, 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付), 内閣官房(内閣情報集約センター), 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総務担当)付, 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課, 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課, 美浜原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官), 大臣官房参事官(運輸安全防災)付, <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査制度課(国土交通大臣), <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局車両基準・国際課(国土交通大臣), 事象発生場所を管轄する都道府県知事, 事象発生場所を管轄する市町村長, 事象発生場所を管轄する警察本部, 事象発生場所を管轄する消防本部, 事象発生場所を管轄する海上保安部, 原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会, 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等, 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</p>	<p>別図2-2-1.2 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬担当者 → 美浜発電所 → 本店対策本部 → 東京支社 → 各関係機関</p> <p>各関係機関: 原子力規制庁緊急事案対策室(原子力規制委員会), 内閣府(内閣総理大臣), 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部, 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付), 内閣官房(内閣情報集約センター), 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総務担当)付, 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課, 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課, 美浜原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官), 大臣官房参事官(運輸安全防災)付, <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査制度課(国土交通大臣), <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局車両基準・国際課(国土交通大臣), 事象発生場所を管轄する都道府県知事, 事象発生場所を管轄する市町村長, 事象発生場所を管轄する警察本部, 事象発生場所を管轄する消防本部, 事象発生場所を管轄する海上保安部, 原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会, 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等, 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</p>	<p>国土交通省自動車局の組織再編に伴う読み替え</p>